工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事
工事地名	茨城県常陸大宮市上岩瀬地先他

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 7月	
２）	事務所名	久慈川緊急治水対策河川事務所　工務課	
３）	工事番号		
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	河川工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	168日間　自　令和 8年10月15日	
		（当初）　至　令和 9年 3月31日	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	
９）	施 工 県	茨城県	
１０）	地　　区	日立地区	
１１）	河川・路線	久慈川本川	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 8月	
１３）	機械損料一括補正	0　労務費一括割増	0%
１４）	単価適用年月	2026年 9月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 9月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	80,524,375	
２３）	公 告 日	令和 8年 7月23日	
２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

河川土工	1式	仮設工	1式
法覆護岸工	1式		
付帯道路工	1式		
堤防養生工	1式		
構造物撤去工	1式		

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事	（当　初）	事業区分	河川改修
			工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸		式	1		145,470,336			
河川土工		式	1		12,640,848			
掘削工		式	1		2,289,700			
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3以上10,000m3未満	式	1		2,289,700			内-1号
盛土工		式	1		1,197,514			
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	160	6,703	1,072,480			単-1号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	140	893.1	125,034			単-2号
盛土工(ICT)		式	1		7,320,166			
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	6,000	261.8	1,570,800			単-3号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		5,749,366			内-2号
法面整形工(ICT)		式	1		1,833,468			
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	3,220	569.4	1,833,468			単-4号

設計内訳書

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事	（当　初）	事業区分	河川改修
			工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法覆護岸工		式	1		6,311,200			
植生工		式	1		6,311,200			
張芝	張芝工 500m2以上	m2	3,220	1,960	6,311,200			単-5号
付帯道路工		式	1		7,517,551			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式	1		3,925,680			
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2	1,320	725	957,000			単-6号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	1,320	2,249	2,968,680			単-7号
縁石工		式	1		3,585,141			
舗装止めﾌﾞﾛｯｸ	H300×W150	m	421	8,169	3,439,149			単-8号
舗装止めﾌﾞﾛｯｸ（再利用）	H300×W150	m	42	3,476	145,992			単-9号
道路付属物工		式	1		6,730			
視線誘導標（再利用）	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満	本	5	1,346	6,730			単-10号

設計内訳書

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事	（当　初）	事業区分	河川改修
			工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
堤防養生工		式	1		115,914,653			
伐木除根工		式	1		115,914,653			
伐木･伐竹(複合)	伐木(機械施工)	m2	3,700	248.3	918,710			単-11号
伐木･伐竹(複合)	伐竹	m2	33,100	373.5	12,362,850			単-12号
伐木伐竹運搬	幹	m3	104	3,038	315,952			単-13号
伐木伐竹運搬	幹(配布箇所)	m3	34	673.7	22,905			単-14号
伐木伐竹運搬	根	m3	202	3,038	613,676			単-15号
伐木伐竹運搬	枝葉	m3	234	3,038	710,892			単-16号
伐木伐竹運搬	竹	m3	2,604	2,906	7,567,224			単-17号
伐木伐竹運搬	竹根	m3	4,474	2,906	13,001,444			単-18号
処分費	幹	t	52	12,000	624,000			単-19号
処分費	根	t	101	16,000	1,616,000			単-20号

設計内訳書

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事	（当　初）	事業区分	河川改修
			工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費	枝・葉	t	117	12,000	1,404,000			単-21号
処分費	竹	t	1,302	16,000	20,832,000			単-22号
処分費	竹根	t	2,237	25,000	55,925,000			単-23号
構造物撤去工		式	1		539,159			
道路付属物撤去工		式	1		1,605			
視線誘導標撤去	Φ100 ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満	本	5	321	1,605			単-24号
構造物取壊し工		式	1		164,321			
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	式	1		7,311			内-3号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m2	700	224.3	157,010			単-25号
縁石撤去工		式	1		62,538			
舗装止ﾌﾞﾛｯｸ撤去		m	42	1,489	62,538			単-26号
運搬処理工		式	1		310,695			

設計内訳書

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事 （当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	35	5,352	187,320			単-27号
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	35	3,525	123,375			単-28号
仮設工		式	1		2,546,925			
工事用道路工		式	1		1,751,425			
敷砂利	RC-40 敷厚 200ｍｍ	式	1		1,751,425			内-4号
交通管理工		式	1		795,500			
交通誘導警備員		式	1		795,500			内-5号
直接工事費		式	1		145,470,336			
共通仮設費		式	1		7,938,800			
共通仮設費		式	1		2,470,800			
準備費		式	1		766,800			
表土処理		式	1	766,800	766,800			単-29号

設計内訳書

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事 （当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術管理費		式	1		1,146,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-6号
現場環境改善費（率計上）		式	1		558,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		5,468,000			
純工事費		式	1		153,409,136			
現場管理費		式	1		20,787,000			
工事原価		式	1		174,196,136			
一般管理費等		式	1		18,053,864			
工事価格		式	1		192,250,000			
消費税相当額		式	1		19,225,000			
工事費計		式	1		211,475,000			

一式当たり内訳書

掘削

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3以上10,000m3未満	m３	7,000	327.1	2,289,700			
合　計					2,289,700			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m３	6,860	838.1	5,749,366			
合　計					5,749,366			

一式当たり内訳書

舗装版切断

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	10	731.1	7,311			
合　計					7,311			

一式当たり内訳書

敷砂利

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【上岩瀬地先】								
整地	敷均し(ﾙｰｽﾞ) 10,000m3未満 無し	ｍ３	140	132.5	18,550			
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	170	2,000	340,000			
【宇留野地先】								
整地	敷均し(ﾙｰｽﾞ) 10,000m3未満 無し	ｍ３	550	132.5	72,875			
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	660	2,000	1,320,000			
合　計					1,751,425			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　5号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	43	18,500	795,500			
合　計					795,500			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　6号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	式	1		548,000			
合　計					1,146,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,703

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m未満	m３	1	6,703	6,703	
計					6,703	
単価					6,703	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	893.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	m３	1	893.1	893.1	
計					893.1	
単価					893.1	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	261.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3未満 無し	ｍ３	1	261.8	261.8	
計					261.8	
単価					261.8	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	569.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	盛土部 無し ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土	ｍ２	1	569.4	569.4	
計					569.4	
単価					569.4	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	ｍ２	1	1,960	1,960	
計					1,960	
単価					1,960	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	725

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	150mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	725	725	
計					725	
単価					725	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	2,249

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層 (車道・路肩部)	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン (２０) ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	2,249	2,249	
計					2,249	
単価					2,249	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	舗装止めﾌﾞﾛｯｸ	H300×W150	単位	m	数量	1	単価	8,169

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満) 0.5個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 無し	m	1	8,169	8,169	
計					8,169	
単価					8,169	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	舗装止めﾌﾞﾛｯｸ（再利用）	H300×W150	単位	m	数量	1	単価	3,476

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	再利用設置 各種(1000mm超2000mm以下、150kg以上550kg未満) 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 無し	m	1	3,476	3,476	
計					3,476	
単価					3,476	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	視線誘導標（再利用）	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満	単位	本	数量	1	単価	1,346

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路付属物設置工(視線誘導標設置)	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込(穿孔含まない) 手間のみ 両面 反射体径φ100以下 支柱径φ34 10本未満 無 無	本	1	1,346	1,346	
計					1,346	
単価					1,346	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	伐木･伐竹(複合)	伐木(機械施工)	単位	m2	数量	1	単価	248.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐木・伐竹（複合）	伐木(機械施工) 有り 機械施工	ｍ２	1	248.3	248.3	
計					248.3	
単価					248.3	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	伐木･伐竹(複合)	伐竹	単位	m2	数量	1	単価	373.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐木・伐竹（複合）	伐竹 有り 機械施工	ｍ２	1	373.5	373.5	
計					373.5	
単価					373.5	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	伐木伐竹運搬	幹	単位	m3	数量	1	単価	3,038

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 34.5km以下	ｍ３	1	3,038	3,038	
計					3,038	
単価					3,038	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	伐木伐竹運搬	幹(配布箇所)	単位	m3	数量	1	単価	673.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 0.5km以下	ｍ３	1	673.7	673.7	
計					673.7	
単価					673.7	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	伐木伐竹運搬	根	単位	m3	数量	1	単価	3,038

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 34.5km以下	ｍ３	1	3,038	3,038	
計					3,038	
単価					3,038	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	伐木伐竹運搬	枝葉	単位	m3	数量	1	単価	3,038

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 無し 34.5km以下	ｍ３	1	3,038	3,038	
計					3,038	
単価					3,038	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	伐木伐竹運搬	竹	単位	m3	数量	1	単価	2,906

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 有り 24.5km以下	ｍ３	1	2,906	2,906	
計					2,906	
単価					2,906	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	伐木伐竹運搬	竹根	単位	m3	数量	1	単価	2,906

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 有り 24.5km以下	ｍ３	1	2,906	2,906	
計					2,906	
単価					2,906	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	処分費	幹	単位	t	数量	1	単価	12,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	12,000	12,000	
計					12,000	
単価					12,000	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	処分費	根	単位	t	数量	1	単価	16,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	16,000	16,000	
計					16,000	
単価					16,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	処分費	枝・葉	単位	t	数量	1	単価	12,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	12,000	12,000	
計					12,000	
単価					12,000	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	処分費	竹	単位	t	数量	1	単価	16,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	16,000	16,000	
計					16,000	
単価					16,000	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	処分費	竹根	単位	t	数量	1	単価	25,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	25,000	25,000	
計					25,000	
単価					25,000	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	視線誘導標撤去	Φ100 ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満	単位	本	数量	1	単価	321

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路付属物撤去工（視線誘導標）	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満 無 無	本	1	321	321	
計					321	
単価					321	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m2	数量	1	単価	224.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	224.3	224.3	
計					224.3	
単価					224.3	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	舗装止ﾌﾞﾛｯｸ撤去		単位	m	数量	1	単価	1,489

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック撤去	再利用	m	1	1,489	1,489	
計					1,489	
単価					1,489	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	5,352

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要､舗装版厚15cm以下) 無し 22.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	5,352	5,352	
計					5,352	
単価					5,352	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,525

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,525	3,525	
計					3,525	
単価					3,525	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	表土処理		単位	式	数量	1	単価	766,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 3.0km以下	m３	790	838.1	662,099	
整地	敷均し(ﾙｰｽﾞ) 10,000m3未満 無し	m３	790	132.5	104,675	
計					766,774	
単価					766,800	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	1,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）	ｍ２	1	1,960	1,960	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,960	
単価					1,960	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路付属物設置工(視線誘導標設置)	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込(穿孔含まない) 手間のみ 両面 反射体径φ100以下 支柱径φ34 10本未満 無 無	単位	本	数量	1	単価	1,346

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
視線誘導標設置工　コンクリート建込用　穿孔無	両面反射　φ１００以下　支柱φ３４	本	1	6,336.5	6,336	
視線誘導標	ＣＯ用　両面　反射体　径１００以下　支柱径３４	本	1	-4,990	-4,990	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,346	
単価					1,346	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	12,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（幹）	大縄林業原木(株)ﾘｻｲｸﾙ工場	t	100	12,000	1,200,000	
計					1,200,000	
単価					12,000	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	16,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（根）	ｸﾞﾘｰﾝｳｯﾄﾞﾘｻｲｸﾙ(株)	t	100	16,000	1,600,000	
計					1,600,000	
単価					16,000	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	12,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（枝・葉）	ｸﾞﾘｰﾝｳｯﾄﾞﾘｻｲｸﾙ(株)	t	100	12,000	1,200,000	
計					1,200,000	
単価					12,000	円／ｔ

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｔ）		単位	t	数量	100	単価	16,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（竹）	勝田環境㈱ ＲＣ事業部	t	100	16,000	1,600,000	
計					1,600,000	
単価					16,000	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	25,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（竹根）	勝田環境㈱	t	100	25,000	2,500,000	
計					2,500,000	
単価					25,000	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路付属物撤去工（視線誘導標）	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満 無 無	単位	本	数量	1	単価	321

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
視線誘導標撤去工	コンクリート建込用　スノーポール併用型含	本	1	321.1	321	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					321	
単価					321	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,525

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｱｽﾌｧﾙﾄ殻）	大蔵生コンクリート(株)　有資リサイクルセンター	ｍ３	100	3,525	352,500	
計					352,500	
単価					3,525	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,500	18,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,500	
単価					18,500	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	単位	式	数量	1	単価	548,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000	
計					548,000	
単価					548,000	円／式

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	145,470,336	直接工事費	145,470,336	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	80,524,375	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	76,160,265	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	76,160,265	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	69,310,071	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	64,945,961		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	7.89 %		0 %
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
率（補正後）	7.89 %		
計上額	5,468,000		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	64,945,961	直接工事費	145,470,336		
非対象額計（－）	80,524,375				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	80,524,375	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	64,945,961	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.86 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.86 %				
計上額	558,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,912,800				
運搬費	0	準備費	766,800	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	7,938,800

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	153,409,136	単独（追加工事）直接工事費	145,470,336	単独（追加工事）共通仮設費	7,938,800
非対象額計（－）	76,160,265				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	76,160,265	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	77,248,871	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	72,884,761		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	26.91 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	26.91 %		0 %		
計上額	20,787,000		0		0
			6,901,775 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	久慈川緊急治水対策河川事務所　工務課			工事番号	第　0　回変更
発注年月	令和08年07月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事

工事原価	174,196,136						
純工事費	153,409,136	現場管理費		20,787,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	76,160,265						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	76,160,265	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	98,035,871		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	93,671,761		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	98,035,871						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	18.38 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
一般管理費	18,053,864						
業務委託料等	0						
調査基準価格	194,557,000						
調査基準価格の100/110	176,870,000	（ 92 %）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事

国土交通省 関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3以上10,000m3未満	式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		160		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		140		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		6,000		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
法面整形工(ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		3,220		
法覆護岸工		式		1		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		3,220		
付帯道路工		式		1		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 150ｍｍ	m2		1,320		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2		1,320		
縁石工		式		1		
舗装止めﾌﾞﾛｯｸ	H300×W150	m		421		
舗装止めﾌﾞﾛｯｸ（再利用）	H300×W150	m		42		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路付属物工		式		1		
視線誘導標（再利用）	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満	本		5		
堤防養生工		式		1		
伐木除根工		式		1		
伐木･伐竹(複合)	伐木(機械施工)	m2		3,700		
伐木･伐竹(複合)	伐竹	m2		33,100		
伐木伐竹運搬	幹	m3		104		
伐木伐竹運搬	幹(配布箇所)	m3		34		
伐木伐竹運搬	根	m3		202		
伐木伐竹運搬	枝葉	m3		234		
伐木伐竹運搬	竹	m3		2,604		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
伐木伐竹運搬	竹根	m3		4,474		
処分費	幹	t		52		
処分費	根	t		101		
処分費	枝・葉	t		117		
処分費	竹	t		1,302		
処分費	竹根	t		2,237		
構造物撤去工		式		1		
道路付属物撤去工		式		1		
視線誘導標撤去	Φ100 ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 10本未満	本		5		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m2		700		
縁石撤去工		式		1		
舗装止ﾌﾞﾛｯｸ撤去		m		42		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		35		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		35		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷砂利	RC-40 敷厚 200ｍｍ	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
準備費		式		1		
表土処理		式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	145,470,336		
(2)共通仮設費	7,938,800		
(3)純工事費 (1)+(2)	153,409,136		
(4)現場管理費	20,787,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	174,196,136	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	18,053,864	((7)一般管理費等(計算額)	18,058,207)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	192,250,000		

(11)消費税相当額	19,225,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	211,475,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	192,250,000
(14)調査基準価格	194,557,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	176,870,000

R7久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事

特記仕様書

令和8年7月

国土交通省　関東地方整備局
久慈川緊急治水対策河川事務所

第1章　総　則

第１条　適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局　土木工事共通仕様書(令和8年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　　専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 （4）同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 （5）監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。

（6）監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（7）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
3）監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条　コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点　茨城県常陸大宮市上岩瀬　緯度　36°　31’　20”　経度　140°　27’　4”
終点　茨城県常陸大宮市上岩瀬　緯度　36°　31’　24”　経度　140°　26’　56”

第７条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※1
本工事は、一般国道〇号〇〇道路における、舗装・標識工事である。
主な工種は舗装工・標識工であり、それぞれ〇〇m2、〇基を予定している。

※1　記載例は、入札公告1. 工事の概要（3）工事内容、（4）工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第８条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R6久慈川河道掘削評価検討業務	405950750
R2久慈川緊急治水対策築堤詳細設計業務	4044849223

第９条　　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 (1)受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 (2)受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 (3)工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は久慈川緊急治水対策河川事務所のホームページにより公表する。
 (4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
 なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式ー0ー1～10）

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表ー1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表ー2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表ー3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表ー4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表ー5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表ー6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表ー7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表ー8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする

第１２条　工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和8年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和8年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式ー15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１３条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第１４条　情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
 令和7年3月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディ

スク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１５条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１６条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１７条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１８条　ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１９条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２０条　設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1－1－1－16から1－1－1－17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第２１条　スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２２条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　　格	備　　考
再生加熱アスファルト混合物	As量 5.5%密粒再生	表層工
再生クラッシャーラン	RC－40	基礎砕石、路盤工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号　最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地
アスファルト殻	大蔵生コンクリート梱 有資リサイクルセンター	茨城県東茨城郡城里町下青山 970
木（幹）	大縄林業原木(株)リサイクル工場	茨城県笠間市池野辺駒切 630-2 外 28 筆
木（根）（枝葉）	グリーンウッドリサイクル(株)	茨城県久慈郡大子町頃藤字芝山591 3の一部　外 5 筆
竹	勝田環境(株) RC 事業部	茨城県ひたちなか市高野大房地 1967-2
竹根	勝田環境 株式会社	茨城県ひたちなか市高野 1967-2

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３）受入時間

アスファルト処分場　　８時００分～１７時００分
木（幹）処分場　　７時３０分～１７時００分
木（根）（枝葉）処分場　８時００分～１７時００分
竹処分場　　７時００分～１７時００分
竹根処分場　　７時００分～１７時００分

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は、「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２３条　建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２４条　コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品ー検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「共通仕様書第１編３ー３ー３　配合」に従うものとする。

第２５条　建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第２７条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

第２６条　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第２７条　施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 8 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 8 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和8年3月改定)の関連要領等一覧
（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２８条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1．から4．の全てを実施することとする。

1．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準　令和　8　年度版（以下、写真管理基準）「2-2　撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC　暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工計画ソフトウェア産業協会〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 8 年度版）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5　写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は　URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２９条　ICT 活用工事（土工）について（発注者指定型）

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

① 3次元起工測量
② 3次元設計データ作成
③ ICT建設機械による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理
⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下１）～４）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもICT活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1）3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

（1）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
5）TS等光波方式を用いた出来形管理
6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
7）RTK－GNSSを用いた出来形管理
8）施工履歴データを用いた出来形管理
9）地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

（2）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）に

ついて、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３０条　ICT活用工事（舗装工）について（施工者希望Ⅱ型）

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図る ため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

① 3次元起工測量
② 3次元設計データ作成
③ ICT建設機械による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理
⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職

員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の　施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議　するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、　舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効果的な確認ができる場合には、以下1）～2）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等において、監督職員と協議の上、以下3）～4）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

1）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

3）TS等光波方式を用いた起工測量

4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３１条　ICT活用工事（法面工）について（施工者希望Ⅱ型）

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

① 3次元起工測量
② 3次元設計データ作成
③ 該当なし
④ 3次元出来形管理等の施工管理
⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1）～4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測により効率的な確認ができる場合においては以下5）～7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

また、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
5）TS等光波方式を用いた起工測量
6）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
7）RTKーGNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
5）TS等光波方式を用いた出来形管理
6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
7）RTKーGNSSを用いた出来形管理
8）地上写真測量を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３２条　ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３３条　ICT活用工事の費用について（土工）

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ICT活用工事積算要領
・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元

設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３４条　ICT活用工事の費用について（舗装工）

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工）積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見

積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）2）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３５条　ICT活用工事の費用について（法面工）

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（1）（2）により費用を計上することとする。

・ICT活用工事（法面工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
なお、以下の5）～7）による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。
5）TS等光波方式を用いた出来形管理
6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
7）RTKーGNSSを用いた出来形管理
8）地上写真測量を用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条　ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用施工を行った、全てのICT活用工事の施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象工事であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３７条　現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内　容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】
（1）洋式（洋風）便器
（2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
（3）臭い逆流防止装置
（4）安易に開かない施錠機能
（5）照明設備
（6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】
（7）現場に男女がいる場合には男女別の明確な表示
（8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗い器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】
（12）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３８条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1)工事概要
2)整理すべき課題
3)BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)
4)3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)
5)3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
6)3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
7)3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

8)後段階への引継事項
(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)
9)省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果3次元での検討により省人化した効果等)

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1)BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)
2)BIM/CIM 実施報告書
(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)
3)作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML 形式、IFC 形

式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３９条　工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

Ⅰ. 架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年 5 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所1人とし、施工時期が重複している期間については「R7久慈川右岸額田地先下流部築堤（その3）工事」、施工時期が重複していない期間については本工事で以下のとおり配置を予定している。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

施工内容	設置場所	作業区分	交通誘導警備員	備考
伐木除根工 構造物取壊し工	宇留野地先（1箇所）	昼間作業	1人／箇所 （有資格者無し）	交代要員なし

6. 試掘及び埋設物の防護

施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

7. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等

を使用すること。

第４０条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４１条　出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書第１編「１－１－１－31 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙ー6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第21条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第４２条　出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第４３条　北海道･三陸沖後発地震注意情報発表時の施工現場等における対応

１．本工事の施工場所は、日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

２．受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、北海道･三陸沖後発地震注意情報の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置（「北海道･三陸沖後発地震注意情報」の発表に基づき注意する措置及び受注者が必要に応じて警戒する措置）の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。

なお、日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、前述の記載のほか津波避難に関する具体的な内容を施工計画書に記載するものとする。

３．受注者は、北海道･三陸沖後発地震注意情報が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、「土木工事安全施工技術指針」に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

４．受注者は、受注者は、北海道･三陸沖後発地震注意情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

５．なお、北海道･三陸沖後発地震注意情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第４４条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第２３条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４５条　事業損失防止施設

当初設計では計上していないが、工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前事後調査が必要となる場合には、別途監督員と協議の上、対応を決定するものとする。

第４６条　架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び

管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第４７条　架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月　関東地方整備局　河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第４８条　特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４９条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５０条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。。

第５１条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－37交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕

様書1－1－1－40官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５２条　通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第５３条　過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５４条　　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第５５条　工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

（1） 仮設備関係 「環境負荷の低減」を実施するものとする。
（2） 営繕関係　「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。
（3） 安全関係　「盗難防止対策（警報機等）」を実施するものとする。

（4） 地域連携　「地域対策費等（地域行事等の経費を含む）」、「社会貢献」を実施するものとる。

3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

第５６条　工期

1. 工期は、雨天、休日等43日を見込み、契約の翌日から令和9年3月31日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候による作業不能日※を見込むための係数）	1．65

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）1日の降雨・降雪量が10㎜/日以上の日：6日間

ロ）8時から17時までの WBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：0日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2021 年～2025 年）の気象庁（日立観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出

（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

5. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。
・準備、後片付け　・付帯道路工　・構造物撤去工　・仮設工　・その他監督職員が承諾した工種

6. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。
なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－16により、工事の始期及び終期を通知すること。
余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（余裕期間:契約締結日の翌日から令和8年10月14日まで）

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第５７条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発

注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５８条　工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５９条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、日立観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第６０条　施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第６１条　工事支障物件

地上・地下等に工事支障物件が存在した場合には、処理方法及び範囲について監督職員と協議するものとする。

第６２条　他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、工事の搬入口が同じであることから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工事（予定）
R7久慈川常陸大宮周辺整備工事	伐木除根工、土砂等運搬	令和8年4月～令和9年3月

第６３条　新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　https://www.netis.mlit.go.jp

2）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６４条　新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条　新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条　新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ーVE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６５条　建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではな

い。

（5）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（6）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（7）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の　不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６６条　生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の内容

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第61条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６７条　契約後VE方式の定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第６８条　VE提案の意義及び範囲

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

（1）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2)契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
(3)提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第６９条　VE提案書の提出

1. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
（1）設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
（2）VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
（3）VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
（4）発注者が別途発注する関連工事との関係
（5）工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
（6）その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第７０条　VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第７１条　VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

1. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
4. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

第７２条　VE提案の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第７３条　VE提案の責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者

の責任が否定されるものではない。

第７４条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第７５条　１日未満で完了する作業の積算

1. 「１日未満で完了する作業の積算」の適用が可能な工事である。
2. 受注者は、土木工事標準積算基準による金額相当と乖離があった場合に、「１日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、「１日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、「１日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、土木工事標準積算基準による金額相当との乖離が確認できない場合には、「１日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、「１日未満で完了する作業の積算」以外の方法によることが適当と判断される場合には、適用しない。

第７６条　　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第７７条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO_2 排出量（コンクリートの材料の CO_2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO_2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第７８条　安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5.　不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第７９条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定である。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第８０条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としてい

る。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第８１条　施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号最終改正令和 3 年 9 月 1 日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

 ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第８２条　段階確認

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
アスファルト舗装工	下層路盤	プルフローリング実施時
盛土工（ICT）	路体（築堤）盛土（ICT）	法線設置完了時

第８３条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式―12によるものとする。

第８４条　工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月):（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
 「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
 なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第８５条　工事完成図

工事完成図を書きにより作成し、監督職員へ提出するものとする。

（1）規格は、A3版（見開き）とする。

（2）製本の際の表紙は、監督職員の指示によるものとする。

（3）部数は3部とする。

第８６条　書類限定検査の実施

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第８７条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章　個人情報の取り扱いについて

第８８条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第８９条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第９０条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第９１条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９２条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第９３条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第９４条　　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第９５条　　資料等の返却等

受注者は、受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第９６条　　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第９７条　　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第９８条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　土 工

第９９条　盛土工

１．盛土の数量は、締固め後の体積とする。

２．使用する盛土材については、本工事で施工する宇留野地先の河道掘削土を用いることとする。（運搬距離　L＝３．０km以下）

３．締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

４．盛土量に変動が生じた場合、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とすることができる。

第１００条　表土処理

１．本工事の上岩瀬地先の築堤工事における盛土箇所において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

なお、樹木伐採範囲について、当初表土剥ぎ取りを見込まないものとする。

２．表土については、本工事の河道掘削箇所（運搬距離３．０km以下）へ運搬・敷均しするものとする。詳細については、別途、監督職員より指示するものとする。

第１０１条　掘削工

本工事では、宇留野地先の根本樋管上流側の高水敷において約50cm掘削を行うものとする。なお、掘削深度に変更が生じた場合は、別途監督職員から指示するものとし、変更契約の対象とする。

第4章　材料

第１０２条　砕石

構造物の基礎及び路盤材料には再生クラッシャーラン（RC-40）を使用するものとする。

第１０３条　一般瀝青材

ストレートアスファルトの針入度は40～60とする。

第１０４条　舗装アスファルト材料

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径（mm）	ｱｽﾌｧﾙﾄ量（%）	摘　要
RA②	再生密粒度アスコン	20	５．５	

第１０５条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第１０６条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、容積配合は１:３（セメント:砂）以上とする。

第１０７条 芝

張芝は野芝で半土付とする。

第5章　一般施工

第１０８条　工事用道路工

1. 工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。
2. 一般道路を工事用道路として使用する場合には、破損した際の補修の扱いについて、工事の運搬車両重量・台数と道路設計条件の関係等を勘案して適切に検討し対応するものとする。
3. 本工事で施工する工事用道路で使用する材料は、RC-40、敷厚は200mm、幅員は一般部で3m、待避所で5mを想定している。待避所については、約300mに1箇所とし、5箇所の設置を想定している。

第１０９条　仮設工

1. 本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2. 本工事の借地箇所以外の工事用道路に用いる砕石材は、工事終了後も現地に存置できるものとするが、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

第１１０条　伐採除根工

1. 本業務着手前に、伐採範囲、面積、官民境界の位置については監督職員の確認を受けるものとし、伐採範囲に変更があった場合は、変更契約の対象とする。伐採した木・竹（上物）等の一部については一般への無償提供を予定しており、無提供を実施する場合の詳細については監督職員の指示によるものとし、変更契約の対象とする。
2. 運搬量（m3)については、木（幹） 0. 5t/m3、木（根） 0. 5t/m3、木（枝葉） 0. 5t/m3 を見込んでいる。運搬量に大きな変化が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 久慈川右岸21. 5k＋163mから21. 5k－240mの伐採範囲および伐採方法については、関係者と協議中のため変更する可能性があり、協議完了時期については、令和8年10月上旬を予定している。なお、変更が生じた場合は、別途監督職員から指示するものとし、変更契約の対象とする。

第１１１条　建設副産物の受入先

本工事の施工に伴い発生する伐木・除根材については、関係法令等に基づき適切に処理しなければならない。

なお、処理については下記施設を見込んでいる。

1. 木（幹）（昼間施工）
 （1） 受け入れ施設:大縄林業原木(株) リサイクル工場
 （2） 受け入れ所在地:茨城県笠間市池野辺駒切 630-2 外 28 筆

（3） 受け入れ時間：7：30～17：00
（4） 運搬方法：10tダンプトラック

2. 木（根）（枝葉）（昼間施工）
（1） 受け入れ施設：グリーンウッドリサイクル（株）
（2） 受け入れ所在地：茨城県久慈郡大子町頃藤字芝山5913の一部　外 5 筆
（3） 受け入れ時間：8：00～17：00
（4） 運搬方法：10tダンプトラック

3. 竹
（1） 受け入れ施設：勝田環境(株) RC 事業部
（2） 受け入れ所在地：茨城県ひたちなか市高野大房地 1967-2
（3） 受け入れ時間：7：00～17：00
（4） 運搬方法：10tダンプトラック

4. 竹根
（1） 受け入れ施設：勝田環境　株式会社
（2） 受け入れ所在地：茨城県ひたちなか市高野 1967-2
（3） 受け入れ時間：7：00～17：00
（4） 運搬方法：10tダンプトラック

上記については積算上の条件明示であり、処理方法、処理施設は指定するものではない。
なお、受注者の提示する処理方法、処理施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件に変更が生じた場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第7章　その他

第１１２条　特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第１１３条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１１４条　震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１１５条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督

職員へ報告。

ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第６２条 第５６条、第６０条 第５６条 第５６条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第４９条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第３９条、第４４条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第１０８条 第１０９条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第２２条、第１１１条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙－５

概略工事工程表

工事名　：　Ｒ７久慈川右岸宇留野地先河道掘削他工事

工　種	単位	数量	令和８年度						備　考
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	
準備工	式	1							・40日間
河川土工	式	1							・掘削工（2pt） ・盛土工（1pt） ・法面整形工（1pt）
法覆護岸工	式	1							・植生工（1pt）
付帯道路工	式	1							・アスファルト舗装工（1pt） ・縁石工（1pt）
堤防養生工	式	1							・伐木除根工（4pt）
構造物撤去工	式	1							・構造物取壊し工（1pt）
仮設工	式	1							・工事用道路工（1pt）
後片付け	式	1							・20日間
関係機関協議	－								
住民合意	－								
用地確保	－								
法定手続き	－								
支障物件の移設	－								
年末年始、お盆	－								・12月下旬～1月上旬
出水期間	－								・6～10月
路上工事抑制	－								